

社会保障に関する世論調査

(西ドイツ)

連邦労働省の委託で行なわれた世論調査では現在の社会保障制度に対して5人に4人は満足しているという。ごく少数が留保をしているが、懐疑的な態度をとる者の数は1975年から78年の間に増加している。質問を受けた国民の6,566人は国家給付の縮減を強く拒否し、4分の3は病院その他の施設及び社会住宅の建設は絶対に縮減してはならないとし、65%の者が西ドイツにはいくらかの程度貧困はあるが、本当に貧しいといえるのは4%にすぎない、と考えている。

社会保障といえば国民が先ず考えるのは年金制度であり、将来の課題として最も重要なものは職場の確保である。勤労者の85%はその職業上の将来に満足ないし非常に満足しており、このような楽観的態度は1968年から78年の間に一層強まっている。特に専門労働者は将来について強く確信している。

職業的移動性は高まっており、労働者の36%は1度職業を変え(1968年:28%)、職員は29%(同:22%)である。最も多く変えているのは管理職職員である。半数以上(55%)はその生活水準が上昇したとしており、変わらないとしているのは33%である。一方年金受給者はその生活水準の変わったことに満足していない。

質問の時点により違いがあるがそれにしても意外なのは租税負担の公平さに関する意見で、1978年秋には国民の49%が適正と答えており、これは5年前には31%であった。一方不公平といっているのは29%であった(1973年には44%)。

被質問者の4分の3は年金上昇の縮減について、労働時間の短縮のためなら止むを得ないとし、また一般に早期受給年金を擁護しており、それより稍下がって休暇の延長、さらに最後に週労働時間の短縮を望んでいる。

Die Welt, 17. Januar 1980.

(安積銳二 国立国会図書館)

自動的調整による引上

(アメリカ)

1979年6月から、老齢・遺族・廃病保険制度による諸給付は、消費者物価指数の変化に対応させて、9.9%引上げられた。この引上げは1972年の改正で導入され、1975年から実施されているもので、毎年の1月から3月までにおける消費者物価指数の平均を、前年の同一期間の平均と比較して実施される。この方法により、給付は1975年に8.0%, 1976年に6.4%, 1977年に5.9%, 1978年に6.5%引上げられており、1979年には、この引上率はこれまでの最高である9.9%であった。

ちなみに、消費者物価指数(都市部)は1978年の1月が187.2、2月が188.4、3月が189.8で、1979年のそれらは1月が204.7、2月が207.1、3月が209.1であった。

1979年の自動的調整により、老齢・遺族・廃疾保険制度の給付は6月から、また、補足的保障所得制度の給付は7月から、それぞれ引上げられた。この自動的調整によって、たとえば、老齢年金の平均支給額(月額)は、単身で258ドルから283ドルに、また、夫婦で439ドルから482ドルにそれぞれ引上げられることになった。しかし、事実上支給された給付の平均支給月額を、引上げの実施される直前の5月と実施した6月でみれば、老齢な退職者に対する老齢

年金は既裁定の支給額が5月に263.16ドル、6月に291.77ドル(10.9%増)になっていた。また、これらの新規裁定の支給額がそれぞれ288.32ドルと313.62ドル(8.9%増)であった。

なお、1979年6月からの引上げにより、1980会計年度に社会保障の基金から支出される給付費は、約102億ドルが増える事であろうと予想されている。

(U.S. Dept. of H.E & W., Social Security Administration. Social Security Bulletin, No. 8 and No. 10, 1979.)

(平石長久 社会保障研究所)



社会保障こぼれ話

年金制度の財源補強

(スイス)

スイスでは、老齢・遺族保険(AVS)の第9回改正が行われ、1979年1月から財源調達の強化が図られた。この改正は年金制度の財政が不安定になると予想されるので、安定した財政を期待するために実施された。

この改正に含まれた主要な種は、次の内容を含んでいた。男子65歳以上、女子62歳以上の在職老齢年金受給者は、月額750フラン(年収9,000フラン)以上の部分を対象にして、拠出を要求されることになった。しかし、この拠出は年金の計算から除かれることになっている。

自営業者はAVSへの拠出に減額を認められていたが、その減額は一部を廃止され、AVSの拠出率は7.3%から7.8%に引上げられた。

稼得活動に従事しない者が支払う拠出は引上げられて、最低が年額100フランから200フランになった。その結果、これらの人びとが支払う拠出は最低の200フランから最高10,000フランまでになった。

年金の等出方式は修正され、単身者の老齢年金月額は最低年金の5分の4に相当する定額部分と、評価所得の平均年額の60分の1に相当する所得比例部分で構成されることになった。この改正による単身者の最低年金月額は325フランであった。なお、新しい年金算出方式は、年金額を経済的な変化に対応させて調整する仕組みになっている。

(10ページにつづく)